
今月のテーマ 100%グループ内子会社に対する寄附金

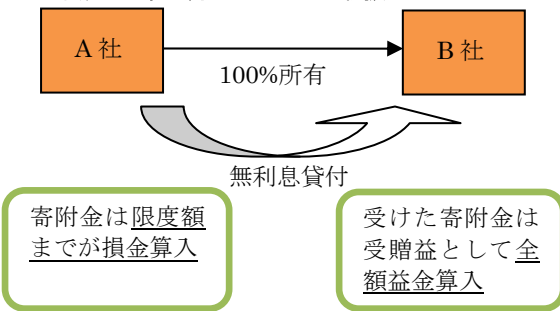
平成22年度税制改正による100%グループ法人間における改正後の寄附金の取扱いが平成22年10月1日以後に支出する寄附金の額又は受贈益の額について適用されています。これにより子会社に対する寄附が行いやすくなりました。

1. 子会社に対する寄附金の取扱い

平成22年10月1日以後に親会社が100%子会社へ支出する寄附金は、税務上は全額損金不算入となりますが、受取った子会社では受贈益の額を税務上は益金の額に算入しません。したがって、寄附した親会社の課税所得は減りませんが、寄附を受けた子会社でも課税所得が増えません。つまり、親会社から子会社へ現金を寄附してもグループ全体で課税が発生しないことになります。

【具体例】親会社A社から100%子会社B社へ1,000万円無利息貸付けを行った場合(通常の年利は2%とし、また法人税基本通達9-4-2に該当しないものとします。)

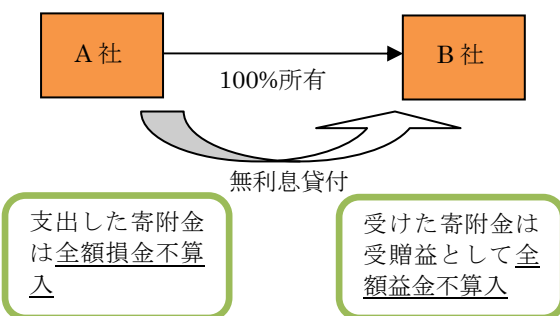
<平成22年9月30日までの取扱い>



A社の税務上の仕訳 寄附金 20万円 / 受取利息 20万円 → 寄附金のうち限度額までは損金算入、受取利息は益金算入
B社の税務上の仕訳 支払利息 20万円 / 受贈益 20万円 → 支払利息(損金)と受贈益(益金)が同額計上される。課税所得には影響なし。

→ グループ全体では親会社で益金となる20万円から損金算入される一定金額を差し引いた金額に課税が発生する

<平成22年10月1日からの取扱い>



A社の税務上の仕訳 寄附金 20万円 / 受取利息 20万円 → 寄附金は全額損金不算入、受取利息は益金算入
B社の税務上の仕訳 支払利息 20万円 / 受贈益 20万円 → 支払利息は損金算入、受贈益は益金不算入

→ A社で20万円の益金となり、B社で20万円の損金となるので、グループ全体では課税が発生しない

2. 投資簿価修正

寄附を行ったことにより寄附を行った法人においては寄附した資産の価値分だけ株式価値が下がると考えられますし、寄附を受けた法人においては寄附を受けた資産の価値分だけ株式価値が増加していると考えられます。具体的には完全支配関係のある法人間の寄附につき、親会社が保有する株式の帳簿価額と利益積立金額を調整する下記のような投資簿価修正が必要となります。

- ① 寄附を受けた子会社株式を所有している場合 → 以下の金額を子会社株式の帳簿価額及び利益積立金額へ加算
(受贈益) × (持分割合)
- ② 寄附金を支出した子会社株式を所有している場合 → 以下の金額を子会社株式の帳簿価額及び利益積立金額へ減算
(寄附金の額) × (持分割合)
- ③ 寄附を受け、また支出した子会社株式を所有している場合 → 以下の金額を子会社株式の帳簿価額及び利益積立金額へ加算
①-②

※ 持分割合は寄附があった直前の子法人の株式所有割合をいいます。

上記【具体例】では、A社は①の場合に該当し、20万円×100%=20万円をB社株式の帳簿価額とA社の利益積立金額に加算します。(A社の税務上の仕訳は B社株式 20万円 / 利益積立金額 20万円 となります。)

なお、B社の処理は不要です。